

【平成30年度 就学援助費・特別支援教育就学奨励費 申請受付のご案内】

市立小中学校（国立小中学校、県立中学校）に就学している児童生徒のご家庭で、経済的にお困りのご家庭に、就学に必要な経費の一部を援助する制度（就学援助制度）をご案内します。

該当すると思われる方で受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。ただし、諸要件によっては認定されない場合もあります。

1. 申請について

- ・申請は毎年度必要です。平成29年度に認定されていた方も、申請がなければ平成30年度の審査対象となりません。



2. 小中学校に入学予定者への制度変更について

- ・就学援助費の新入学学用品費については、一部の対象者については現行の入学後支給（7月）から、入学前支給（3月）に変更します。入学前支給に伴い、新小中学校一年生については先に送付した申請書により、すでに申請されている保護者は、再度、提出いただく必要はありません。

詳しくは、
スマートフォン等で
読み込んでください。



3. 申請方法について

- ・在籍している小中学校、支所、学校教育課に提出して下さい。（簡易書留郵便または、特定記録郵便に限り、郵便での申請も可。その際は、申請の有無を確実にするため、受付書の代わりとして、郵便記録を保管しておいてください。）※消印日が申請日となります。
 - ・平成29年度に申請のあった保護者に対して、平成30年度就学援助費受給申請書をご自宅に郵送します。
 - ・新規に申請される方は、大津市のホームページから申請書をダウンロードをしてください。在籍している小中学校、支所、学校教育課にも申請書が置いてあります。（2月27日以降に小中学校、支所、学校教育課に置く予定です。）
- ホームページアドレス： <http://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/school/nyugaku/1515134854615.html>

4. 申請期間について

- ・平成30年3月2日より申請の受付が始まります。3月1日以前の提出は、受付できませんのでご了承ください。（新入学学用品費の3月支給の受付期間を除く。）
- ・3月2日以降、申請は随時受付をしています。次のとおり、受付日の翌月からの決定になります。

平成30年3月2日(金)～平成30年4月10日(火)までの受付分 ⇒ 4月認定

平成30年4月11日(水)～平成30年5月1日(火)までの受付分 ⇒ 5月認定

毎月2日～翌月1日までの受付分 ⇒ 翌月認定

※ 新入学児童生徒学用品費の給付は、4月認定(3月)でなければ受給できません。

※ 修学旅行費の給付は、修学旅行が実施された月に認定がないと給付できません。4月10日から修学旅行に行って修学旅行費の給付を受ける場合は、3月2日(木)～4月10日(火)に申請し、4月認定であることが条件です。

5. 申請に必要なもの

【全員】

- ① 申請書
- ② 印鑑(認め印可)
- ③ 保護者名義の預金通帳の写し
(通帳がない場合、口座番号の確認できるキャッシュカードの写しでも可)



【該当者のみ】

- ④ 平成29年分の家賃額を証明する書類(借家にお住まいで、審査において家賃額の控除を希望する方)
平成29年1～12月の間、居住する事を契約している契約書の写しを添付。※家賃証明や払込額の分かる通帳の写し等は不可。
市営住宅の方は、学校、支所の窓口に置いてある家賃証明交付申請書を記入の上、提出してください。
郵便での申請の場合は、ダウンロードの上、添付して申請してください。
- ⑤ その他、申請理由に該当する措置(児童扶養手当の要件を除く)を受けられた方は、該当する書類
(詳細はスマートフォン等で右のQRコードにて読み込み、ご確認ください。)
- ⑥ 4月11日以降に申請書表面にある1(平成29年8月分以降、大津市で児童扶養手当を受給している)の理由により申請される方は、児童扶養手当証書の写し



裏面に続く